

# 世羅町商工会販路拡大支援事業助成要綱

## (目的)

第1条 本事業は、世羅町商工業の活力向上を支援する事業補助金交付要綱に基づき、世羅町内の小規模企業者が主体となって研究開発した新技術や新製品または主力製品を産業見本市等へ出展する際の経費の一部を助成することで、企業の販路拡大の達成を支援することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「新技術」及び「新製品」とは、助成金の交付を受けようとする者が主体となって新たに開発した技術又は製品をいう。
- (2) 「主力製品」とは助成金の交付を受けようとする者が特に力を注いでいる製品であって、収益性の高い製品あるいは競合する市場において販売シェアの高い製品をいう。
- (3) 「産業見本市等」とは、新技術、新製品または主力製品の販路拡大のための見本市、展示会、博覧会、商談会、物産展等をいう。ただし、助成金の交付を受けようとする者が単独で行う販売促進活動は除く。

## (対象要件)

第3条 下記の各項目に該当する申請者に対して支給するものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第122号)第2条第5項に規定する小規模企業者であり、世羅町に本店または支店等がある者
- (2) 本会の会員事業者であること
- (3) 町税(国民健康保険税を含む)を滞納していない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条4項に該当する事業且つ公序良俗に反する事業でないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としている事業でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者でないこと
- (7) 助成対象経費が他の補助金等の対象経費と重複していないこと

## (助成の対象)

第4条 助成の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、世羅町と比較して人口規模の大きい市町において開催される産業見本市等へ出展する事業とする。

2 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、小間料(出展に際して主催者等に支払う場所代であり、売上に対して支払う歩合は含まれない。)、小間装飾費、備品借上料、製品運搬料とする。なお、消費税及び地方消費税相当額は除き、予算の範囲内において助成額を調整することがある。

3 助成対象事業を実施する期間は、助成金交付の決定を受けた日から、当該日の属する商工会会計年度最終日の3月31日までとする。

## (助成額及び補助率、及び回数)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額で、開催地により次のとおりとし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 県内で開催される産業見本市等 30千円/回
- (2) 県外で開催される産業見本市等 100千円/回

2 助成金の交付は本会の会計年度内において2回を上限とする。

(申請手続き)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、事業開始の前日までに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 販路拡大支援事業助成金交付申請書(様式1)
- (2) 産業見本市等の開催が確認できる資料
- (3) その他本会会長が必要と認める書類

(審査・交付決定)

第7条 本会会長は、前条の申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金交付決定書(様式2)を申請者に交付する。

(実績報告)

第8条 交付決定を受けた申請者は、助成対象事業終了後、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 販路拡大支援事業助成金実績報告書(様式3)
- (2) 町税の納税証明書または滞納のない証明書
- (3) 出展料等の経費支出が分かる領収証等
- (4) 出展事実の分かる写真・資料等

(支給手続き)

第9条 本会会長は、前条の報告に基づき、その内容を確認し、実績報告書に記された振込先へ振り込みにより助成金を支給する。

(助成金の打切り・返還等)

第10条 本会会長は、販路拡大支援助成金の交付決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、販路拡大支援助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した販路拡大支援助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 販路拡大支援助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき
- (2) その他不正の事実があったとき

附 則

(実施の時期)

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

(改定)

この要綱の一部改正は、平成29年4月1日より実施する

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日より実施する

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日より実施する

この要綱の一部改正は、令和3年5月1日より実施する